

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAG

INDEX

- ◆新たな架空請求の手口にご用心!
- ◆冬の製品事故に気をつけてください!
- ◆家庭用健康器具。あれ?と思ったらすぐに使用を中止しましょう!
- ◆宮城県消費生活サポーター第1号になりませんか?



第69号

新たな架空請求の手口にご用心!

「架空請求」というと、はがきやメールを利用して身に覚えのない請求をされる手口が一般的でした。しかし、最近、県消費生活センターには電話による架空請求に関する相談が寄せられています。

己ん徐相解師寄世号れています

スマホに知らない番号から着信があった。折り返すと音声ガイダンスが流れ、音声に従って操作をすると債権回収会社に繋がった。すると、「自分はあなたが利用しているサイト事業者から

債権回収を委託された会社だ。今年2月から8月のコンテンツ利用料8万円が未納になっている。何度もメールで督促したが、支払いがないので電話をした。今日中に意思表示をしないと民事訴訟する。」と言われた。「利用した覚えはない。」と言うと、内容を確認するので名前を教えるよう言われ、伝えてしまった。相手が名乗った事業者名をインターネット検索すると、実でする債権回収会社のようだ。今まで、メールでも文書でも督促を受けた覚えはないが、どうすればいいか?



★アドバイス★

- ◎電話で急に身に覚えのない請求の話をされると、びっくりして相手の意のままに個人情報などを相手に伝えてしまいがちですが、話を聞いて身に覚えがない場合は「覚えがないので、消費生活センターに一度相談してから回答します。」などと言い、余計な話はせず電話を切るようにしましょう!
- ◎債権回収など**財産に関わるような大事な話を、電話やメールで済ませることは**ありません!
- ◎相手が実在する会社を名乗る場合もありますが、少しでも不審に思った場合は、お金を支払ってしまう前にお住まいの地域の消費生活相談窓口に相談しましょう。



冬の製品事故に気をつけてください!

最近めっきり寒くなり、家庭で暖房器具を利用されている方も多いのではないでしょうか?しかし、冬の製品は熱や火を使う器具が多く、使い方には注意が必要です。正しく安全に使用し、暖かい冬を過ごしましょう。

石油ストープで死亡事故が多く発生しています!!

こぼれた灯油に引火して火災

(基例)

石油ストープ付近から出火 して、住宅を全焼し、1人が 死亡した。

(2014年2月 香川県)



石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が不十分だったために灯油がこぼれ、ストーブの火が引火したものです。

就寝中に一酸化炭素中毒

事例

石油ストープをつけたまま就寝中、一酸化炭素中

毒で死亡した。(2013年12月 島根県)

原因

密閉した室内で使 用していたため、給 気不足から不完全 燃焼状態となって 一酸化炭素が発生

したものです。







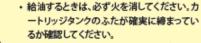


使用中の石油ストーブから出火し、1人が 一酸化炭素中毒で死亡し、1人が重傷を 負った。(2014年4月 兵庫県)



ガソリンを灯油と間違って給 油したたため、異常燃焼を起 こして火災に至ったものです。







- 就寝時はストーブを使用しないでください。
- 使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気をしてください。
- 間違ってガソリンを入れると、異常燃焼を起 こします。保管場所に注意してください。



出展:独立行政法人製品評価技術基盤機構 (nite)

「冬 ついうっかりが思わぬ事故にならないように製品は正しく使いましょう」

家庭用健康器具。あれ?と思ったらすぐに使用を中止しましょう!

自宅で簡単に運動できる家庭用健康器具は、テレビショッピングやホームセンターなど、様々な場所で購入できます。しかし、消費生活センターには健康器具でケガをしたなどといった相談が寄せられています。健康器具で健康を害したら元も子もありません。使用方法や注意書きをよく読み、安全に使用しましょう。



股関節を開閉させる健康器具を購入し、使用している。1年前頃からひざや腰に痛みを感じるようになったが、使用を続けた。痛みに耐えきれず病院に行くと、急性股関節炎と診断され、手術することになった。健康器具が原因なのだろうか?

アドバイス

- 〇健康器具は体に負担をかけるものであることを理解し、自分の既往歴や健康状態で使用できるものかよく確認してから購入しましょう。
- ○使用前に取り扱い説明書をよく読み、正しく使用しましょう。
- 〇使用中、少しでも異常を感じたら使用を中止しましょう。症状が良くならない場合は、すぐ医師に相談しましょう。
- 〇使用方法や製品について問い合わせる場合もあるため、取り扱い説明書など の書類は必ず保管しましょう。



宮城県消費生活サポーター第1号になりませんか?

宮城県では本年度から、身近な地域での消費者教育を担っていただく「消費生活サポーター」の養成を開始します!

昨今、特殊詐欺や、インターネットや契約に関するトラブルなど消費生活に関する 問題は日々多様化、複雑化しています。また、高齢化や独居化が進み、被害が深刻化 することも予想されます。

そこで、県では**地域に根ざした皆さんの力を求めています!!** 一緒に消費者啓発活動などを通して、宮城県を消費者トラブルから守りませんか?

消費生活サポーターとは?

身近な地域の消費者トラブルを未然に防ぐために、「自分のできる範囲」で消費者教育の活動を担うボランティアです!

こんな活動をする予定です!

(1)身近な地域での啓発活動!

- ●県消費生活センターで発行しているチラシ等を町内会や地域の集まりで配布、解説する
- ●消費者トラブルに遭っていると思われる方がいた場合、消費生活セ ンターに相談するようにアドバイスする



- ●身近な地域での消費者トラブルやニーズを消費生活センターへ情報 提供する
- ●消費生活センターからの最新情報を身近な地域に届ける

(3)「自立した消費者」を目指した積極的な学習!

- ●消費生活センター等で開催する研修会やイベントへの参加
- ●自己学習



街頭啓発の様子



消費生活展での講座の様子

消費生活サポーターになっていただく方には、認定講座を受講していただきます。消費生活に関する基礎知識を2日間で学べる内容になっていますので、少しでも消費生活に興味がある方はぜひ受講ください。 受講は無料です!

講座日程

お好きな会場 で受講さい! 全日程 10 時 ~17 時を予し しています。 各会です。



大崎会場(県大崎合同庁舎)

1日目 平成28年1月12日(火) 2日目 平成28年1月18日(月)

大河原会場(県大河原合同庁舎)

1日目 平成28年1月14日(木)

2日目 平成28年1月20日(水)

仙台会場(県庁)

1日目 平成28年1月19日(火)

2日目 平成28年1月26日(火)

登米会場(県登米合同庁舎)

1日目 平成28年1月13日(水)

2日目 平成28年1月22日(金)

お問い合わせ、申し込みはこちら

●対 象●

宮城県にお住まいの消費生活や消費者問題 に興味のある方

※団体で申し込まれる際は事前にお問い合 わせください。

●申込み方法●

申込書を消費生活・文化課までご提出くだ

※申込書は消費生活センターホームページ や県消費生活センターなどで配布してい ます

【平成28年1月6日(水)必着】

宮城県環境生活部消費生活·文化課 (宮城県消費生活センター)

仙台市青葉区本町3-8-1 TEL:022-211-2524 FAX:022-211-2959

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター、機能・関係はよう!

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

栗原圏

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター 0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センター 0226-22-8222

気仙沼·本吉圏

北部地方振興事務所 県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センター 0229-22-4611 大崎圏

仙台圏

登米圏

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談センター 0220-52-2348

石巻圏

東部地方振興事務所 県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会 石巻法律相談センター 0225-23-5451

宮城県消費生活センター 022-261-5161

仙台弁護士会 法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会 県南法律相談センター 0224-52-5898 仙南圏



相談受付時間

◆宮城県消費生活センター

平 日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

◆各地方振興事務所 県民サービスセンター

月~金曜日 9:00~16:00 ※±・日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活センター・県民サービスセンターでは

- ●消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決する ためのお手伝いをします。
- ●電話でも、窓口に来られても結構です。
- ●無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

~-/

●県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

◆仙台市消費生活センター 022-268-7867◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703

◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの 電気通信サービス相談窓口

◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課

022-221-0632

◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活 相談窓口を設置しています。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。

http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html





発行/宮城県消費生活センター